

返戻金制度について

当社が紹介した求職者の入社日以後、本人の都合または責に帰すべき事由により3ヶ月以内に雇用契約を終了した場合、基本契約書または覚書に基づき支払われた報酬のうち、以下により算出した金額（以下「返戻金」という。）を求人者へ返還する。この場合、引き続き求職者より人材の依頼があれば、当社は誠意を持って別の人材の紹介を行う。返還にかかる振込手数料は当社の負担とする。

1ヶ月以内に雇用契約を終了した場合、報酬の50%

2ヶ月以内に雇用契約を終了した場合、報酬の30%

3ヶ月以内に雇用契約を終了した場合、報酬の10%

以上

東京都中央区八丁堀三丁目11番12号
大基ビル3F
セントワークス株式会社
代表取締役 播本 賀彦
13-ユ-302159